

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『英草紙』第三篇の後醍醐帝批判：庭鐘の『太平記』利用に即して
Author(s)	川田, 真輝
Citation	国文学攷, 253 : 17 - 30
Issue Date	2022-12-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054548
Right	本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属します。
Relation	



『英草紙』第三篇の後醍醐帝批判

——庭鐘の『太平記』利用に即して——

川 田 真 輝

一、問題提起

『英草紙』第三篇「豊原兼秋音を聴きて国の盛衰を知る話」（以下「豊原兼秋」）は、『警世通言』（または『今古奇観』）所収の「兪伯牙捧琴謝知音」（以下「兪伯牙」）を、『太平記』の世界に翻案した都賀庭鐘の作品である。「豊原兼秋」の物語の大部分は、「兪伯牙」に由来する、楽人豊原兼秋と木樵横尾時陰との交流に占められている。

そのため、麻生磯次氏^{〔注1〕}は、「豊原兼秋」の主題を友情だと述べた。しかし、作中の琴の描かれ方に注目した石破洋氏の論^{〔注2〕}をはじめとして、「豊原兼秋」の主題として、友情に加え、政治性も認めるのが、今日の定説となっている^{〔注3〕}。それらをふまえて、かつて拙稿^{〔注4〕}で、「豊原兼秋」の典拠の一つと考えられる『文心雕竜』に着目し、友情ではなく、政治性こそが「豊原兼秋」の主題であると論じた。拙稿も含めこれまでの研究は、音楽や楽器をとり

あげながら、「豊原兼秋」の政治性について論じてきた。

ところが、音楽や楽器によるのでは解決のできない、作中の政治性における問題が今一つある。それは「豊原兼秋」の序盤と終盤とで、兼秋の後醍醐帝に対する態度が一変していることである。物語冒頭の場面を見てみよう^{〔注5〕}。

兵庫にいたり見れば、御迎の為とて、諸国の武家司所せくばかり参り集りたり。此の日鎌倉の亡びたるよし、御座所まで告げ奉りしとて、歎の声街に充つ。兼秋天へも挙げれる心地して、諸卿の内年比懇意の方に就きて、竜顔を拝し奉りしに、思し召し立ちし最初、御輿に随ひし者なれば、御気色もうるはしく、夫より都へ還幸なりて、復び公卿一統の天下となりて、大功の輩に、忠賞を行はれる割、兼秋も原の禄にかへされしかば、再び時に逢ひたる心地したり。（五一頁）

後醍醐帝の没落に伴い、流浪の身となった兼秋は、後醍醐帝を懐

かしんで演奏した音から、帝の復権を予期し、兵庫にたどり着いた。幕府滅亡の報を聞いた兼秋は、帝の復権に歓喜している。

一方、物語終盤、兼秋が亡き時陰に代わり、時陰の両親に孝行することを約束する場面では、兼秋は帝を痛烈に批判する。

兼秋云ふ、「それがし所存あれば、一度都にかへり、万とりしためて、程なく罷り下り、時陰になりかはり、双親の終を見とどけ奉らん。其の故は、主上御位に復し給ひてより、仮初の御遊に琵琶など弾じさせ給ふにも、燕なる曲のみ造らんと望ませ給ひて、ことしげき世を治め給ふべき君にあらず。是、古より伝へいふ、桑間濮上の音起りて、国亡びしといふも、此の心なり。久しからずして、都も又一変すべし。我も二君に仕へんよりは、早く身を潜めて、天年を楽しむべき所存なり」
(七二、七三頁)

兼秋は、復権後の帝がかつてと違い、為政者としての器量を買ってしまったという。ところが、この物語の序盤と終盤の間では、後醍醐帝のことには一切触れられていない。単に物語を追うだけでは、序盤で後醍醐帝を慕っていた兼秋が終盤では帝を批判し始める理由は、読者にとって不明である。しかし、為政者への批判という事柄は、「豊原兼秋」の主題である政治性と密接に関わるものである。そこで本論では、復権後の後醍醐帝が為政者としての器量を買ってしまったという兼秋の帝批判の根拠が何に由来するのかを明らかに

することを旨とする。

二、「豊原兼秋」と『太平記』諸本

『英草紙』第一篇「後醍醐の帝三たび藤房の諫を折く話」(以下「後醍醐の帝」)の主題が『太平記』に基づくことは、以前指摘した^(注6)。「後醍醐の帝」は、後醍醐帝の臣下萬里小路藤房が帝を三度諫めるも聞き入れられなかったのでそのもとを去るという話である。この藤房の行動原理は、『太平記』諸本の巻第五に載る藤房の父宣房の述べる臣下論「君につかふるの礼、その罪有るにあうて、蔽顔を犯して道を以つて諫めあらそふ。三たび諫めていれざるとき、身を奉じて以つて退く」によつていた^(注7)。題名にもなっていることから、この藤房の三度の諫めが作品の主題であることは疑いない。そこで、本論でも『太平記』を参照しつつ「豊原兼秋」を読み解いていきたい。ただ、『太平記』諸本間には、当然異同が存在する。

鈴木登美恵氏^(注8)によれば、『太平記』諸本は四つに分類できるという。神田本・西源院本など古態本の甲類、甲類の巻二十六、二十七に相当する部分を三巻に分ける流布本・梵舜本などの乙類、甲類の巻三十二に相当する部分を二巻に分ける天正本・野尻本などの丙類、甲類の巻十四、十八に相当する部分を七巻にわけ、京大本・中京大学図書館蔵本などの丁類、以上の四類である。『英草紙』と『太平記』諸本とを比較することで、庭鐘が参照した『太

平記』本文を推定したい。調査対象とする『太平記』諸本は以下の通りである。甲類は神田本^(注9)・西源院本^(注10)・玄玖本^(注11)。乙類は慶長八年古活字本(以下、「流布本」)^(注12)・梵舜本^(注13)。丙類は、天正本^(注14)。丁類は京大本^(注15)・中京大学図書館蔵本(以下「中京大本」)^(注16)。基準とする本文は、流布本である慶長八年古活字本である。なお、本論で単に『太平記』と称する場合は、特定の本文を指さず、諸本を内包する総合的なものとして扱う。

本節では、「豊原兼秋」と『太平記』諸本とを比較する。まず、「豊原兼秋」の冒頭部と『太平記』諸本とを比較してみよう。「豊原兼秋」本文を以下に示す。

豊原大夫将監兼秋は、元弘の始、後醍醐帝鎌倉の逆臣を避けて、笠置の石室へ臨幸なりし時、諸卿と共に供奉に加はり、御輿など擗きたる事ありしが、笠置没落の時、兼秋も六波羅へ捕られ、糺明せられしかども、供奉したる斗にて、させる罪科なれば、禄を放ちて京城を追はれ、紀の本宮に下りて、少しの由緒ある方へ身を寄せ、在るに甲斐なき身となりて、二年を送りぬ。(四九頁)

この場面では、兼秋が、後醍醐帝の笠置臨幸に供奉し、その際帝の輿を担いだことや、笠置没落のときに兼秋も鎌倉方に捕らえられたことが記される。この二点を『太平記』諸本と比べよう。

一点目の後醍醐帝の笠置臨幸の場面を見てもよい。帝の笠置臨幸

を描く流布本巻第二「天下怪異の事」を以下に掲げる。

御門守護の武士ども、御車を押さへて、「たれにて御渡り候ふぞ」と、問ひ申しければ、藤房・季房二人、御車に從ひて供奉したりけるが、「これは中宮の夜に紛れて、北山殿へ行啓ならせたまふぞ」とのたまひたりければ、「さては子細候はじ」とて、御車をぞ通しける。かねて用意やしたりけん、源中納言具行・按察大納言公敏・六条少将忠顕・三条河原にて追ひ付きたてまつる。これより御車をばやめられ、怪しげなる張輿に召し替へさせまゐらせたれども、にはかの事にて、駕輿丁も無かりければ、大膳大夫重康・楽人豊原兼秋・隨身秦久武なんどぞ、御輿をば昇きたてまつりける。供奉の諸卿、皆衣冠を解いて、折烏帽子に直垂を着し、七大寺詣する京家の青侍なんどの、女性を具足したる体に見せて、御輿の前後にぞ供奉したりける。(第一冊九二、九三頁)

流布本では、帝の笠置臨幸に「楽人豊原兼秋」が供奉している。この部分は、他の諸本では以下のように記される。

・神田本巻二「東使上洛 主上笠置御都落事」

∴「楽人豊原兼秋、隨身秦久武などゾ御輿ヲバ昇奉リケル」
(上巻九九頁)

・西源院本巻第二「主上南都潜幸の事」

∴「楽人兼秋、隨身秦久武なんどぞ、御輿をば昇き奉りける」

(第一冊一七頁)

・玄玖本巻第二「笠置潜幸之事」

…「楽人豊原の兼秋、隨身秦久武等ぞ御輿を昇奉ける」(一

卷一三九頁)

・梵舜本巻第二「天下恠異の事」

…「楽人兼秋、隨身秦久武などぞ御輿をば昇奉りける」

(一卷八九頁)

・京大本巻第二

…欠巻

・中京大本巻第二「山門南都炎上事付笠置潜幸事」

…「楽人豊原の兼頭・隨身秦久武などぞ御輿をば昇奉け

る」。(一卷一五二頁)

それぞれ流布本とほぼ同様の表現で記されるが、天正本巻第二「主上御出奔師賢卿天子の号の事」のみは他の諸本と表現が異なっている。

門の守護の武士ども、御車を推して尋ね申しけるを、藤房・季房供奉して、「中宮の夜に交れ、北山殿へ行啓なるぞ」と宣ひければ、「さては」とて、御車をぞ通しける。一宮中務卿親王・按察大納言公敏・源中納言具行・六条少将志願・大膳大夫重康・藏人判官清藤・楽人兼秋・随人久武など、三条河原にて追ひ付き奉る。田中の明神の御前にて御車を止められ、張輿に召

し替へさせ奉る。されどもにはかの事なれば、駕輿丁もなくて、重康・久武など、手々に御輿を仕る。(第一冊一〇五頁)

天正本でも、「楽人兼秋」が、帝の笠置臨幸に供奉した点は、他の諸本と同じである。しかし、「重康・久武など、手々に御輿を仕る」とあるように、兼秋が御輿を担いだかどうかはわからなくなっている。

二点目の『太平記』での笠置没落の場面は、諸本の巻第三に載る。笠置没落の際に、南朝側の人物達が鎌倉方に捕縛されたという記事は、諸本に共通して載せられている。それら捕縛された人物の中に兼秋の名があるかを確認してみよう。兼秋の名が載る本文では、ここでの表記を掲げ、名が載らない本文では「なし」とした。

・流布本巻第三「主上笠置を御没落の事」…「大夫将監兼秋」(第一冊一三四頁)

・神田本巻第三…欠巻

・西源院本巻第三「笠置没落の事」…なし

・玄玖本巻第三「先帝被囚給之事」…「大夫の将監兼秋」(一卷一九一頁)

・梵舜本巻第三「主上御没落笠置事」…「大夫の将監兼秋」(一卷一三八頁)

・天正本巻第三「先帝囚はれ給ふ事」…「大夫将監兼秋」(第一冊一四六頁)

・京大本卷第三：欠巻

・中京大学本卷第三「陶山小見山夜討事付笠置破事」：なし

流布本・玄玖本・梵舜本・天正本で兼秋の名が載ることが確認でき、
さる。

ここまで「豊原兼秋」冒頭に見える表現と『太平記』諸本の表現とを、帝の笠置臨幸、笠置城没落の二場面に注目して比較してきた。

「豊原兼秋」の本文と合致する本文を持つ『太平記』は、甲類の玄玖本か、流布本および梵舜本の乙類かのいずれかであることが確認された。^(注17)

三、「後醍醐の帝」と『太平記』諸本

「後醍醐の帝」は、藤房や後醍醐帝といった登場人物を『太平記』に借り、藤房の諫言に即した三話構成を取る。第一話では「逃水」の古歌、第二話では帝の仏教への傾倒、第三話では天馬到来をめぐって、それぞれ藤房が帝を諫める。この内、第一話および第二話は、『太平記』との関わりが薄い。しかし、第三話は、『太平記』諸本に載る天馬到来の記事を典拠にしており、本文の引用も多い。そこで、ここでは「後醍醐の帝」第三話と『太平記』諸本とを比較してみよう。以下は、「後醍醐の帝」で、帝が天馬到来の吉凶を周囲の臣下に聞く場面である。

一年雲州塩冶判官が許より、竜馬なりとて、月毛の馬を進奏

す。「其の形、頸は雞のごとく、背は竜に似て、四十二の拳毛背筋に連り、両の耳直に立ちて、竹を剥ぐのごとく、双の眼鈴を掛けたるかど怪まる。今朝卯の刻雲州富田を発つて、酉の刻京着す。其の道七十六里、鞍の上座せるのごとく、風をきつて走る故、眼ひらきがたし」と奏す。則ち左馬寮に養はしめ、馬場殿に幸なりて、此の馬を観覧あり、本間孫四郎重氏を召されて、曲馬を乗らしむ。乗人の心に応ずること尋常ならず、誠に天馬ともいふべし。叡慮悦ぶこと類なく、「我が朝に天馬の出づること、朕が世は初なり。吉凶如何」と御尋ある時、左右皆云ふ、「是嘉瑞なり。周の穆王の世、八疋の天馬来り、是に乗つて天地の間に周遊すといへり。天馬は麒麟の類なれば、是聖明の徳の顕るる所なり」とぞ賀せられけり。(三〇、三一頁)

塩冶判官は帝に天馬を献上し、その馬の能力を述べる。それは、出雲国富田から京までの七十六里を半日足らずで走り抜けるものであった。この天馬の脚力とそれを証する走行距離に着目しつつ、『太平記』諸本を繙いてみよう。

流布本卷第十三「龍馬進奏の事」を以下に掲げる。

その頃佐々木塩冶判官高貞がもとより、龍馬なりとて月毛なる馬の三寸ばかりなるを引きまゐらす。その相形げにも尋常の馬に異なり、骨あがり筋太くして、脂肉短し。頸は鶏の如くにして、須弥の髮膝を過ぎ、背中は龍の如くにして、四十二の辻毛

を巻いて、背筋に連なれり。両の耳は竹を削いで、ぢきに天を指し、双の眼は鈴を懸けて、地に向ふ如し。今朝の卯の刻に、出雲の富田を立て、酉の刻の始めに京着す。その道すでに七十六里、鞍の上しづかにして、ただに座せるが如し。しかれども、旋風面を撲つにたへずとぞ奏しける。すなはち左馬寮に預けられ、朝には禁池に水飼ひ、夕べには花厩にを飼ふ。その頃天下一の馬乗りと聞えし本間孫四郎を召されて乗せらるるに、半漢跳梁はなはだ尋常ならず。(第二冊二五五、二五六頁)

先に挙げた「後醍醐の帝」の本文とかなり似通っていることは明らかである。天馬の脚力と走行距離は、「後醍醐の帝」と細部まで合致する。

この部分は、他の諸本では以下のように記される。

- ・神田本卷十三「龍馬之事」
：「今朝ノうノ尅ニ出雲國ノ富田ヲ立ツて、酉ノ尅ノ始メニ京着ス。其道既に七十六里」(上卷三〇五頁)
- ・西源院本第十三卷「天馬の事」
：「今朝の卯刻より出雲の富田を立て、酉刻の始めに京着す。その道、すでに七十六里」(第二冊二八七頁)
- ・玄玖本卷第十三「龍馬進奏之事付藤房卿遁世之事」
：「け朝の卯刻に出雲を立て、酉時の始に京着す。其道已に七十六里」(二卷二九五、二九六頁)

・梵舜本卷第十三「龍馬事」

：「今朝の卯尅出雲の富田を立て、酉刻の始に京着す。其道已に七十六里」(三卷一八九頁)

・京大本卷第十三「龍馬の事」

：「今朝卯の刻に出雲の富田を立て、酉の初めに京着す。その道すでに七十六里」(上卷三三四頁)

・中京大本卷第十三「龍馬事」

：「今朝の卯刻に出雲の富田を立て酉刻の始に京着す。其道已に七十六里」(二卷一三九頁)

・天正本卷第十三「佐々木塩治判官電馬を進らす事」

：「今朝の卯の尅に出雲の院庄を立ちて、酉の終りに京着す。その路すでに七十余里」(第二冊八四頁)

天正本は、出発場所、京への到着時間、その間の距離が「後醍醐の帝」と全く異なっているが、その他の諸本は、流布本とほぼ同様の記述を有する。ただし、玄玖本は、出発地が「出雲」のみになっている。以上、天馬到来の記事について「後醍醐の帝」と『太平記』諸本とを見比べると、玄玖本・天正本以外の諸本が「後醍醐の帝」と表現上の一致を見た。前節で「豊原兼秋」と最も表現の近い『太平記』本文が玄玖本もしくは乙類であったことも考えあわせると、庭鐘が乙類の本文を有する『太平記』を参照していたことは疑いない。ところが、庭鐘は、乙類の『太平記』のみを参照していたとはた

だちにはいいがたいのである。ここで、周の穆王の故事をもって諫める藤房に、帝が激昂して反論する「後醍醐の帝」の場面に目を向けてみよう。

是をよき次として、諫められければ、諸臣色を变じ、旨酒の高会も無興にして、主上逆鱗の気色ましまして、「備、見浅くして、天馬を不吉とす。備かの穆王の八駿俱に皆同じ馬なるや、或は其の能各異なるか、何の書に是を出だすことを知るや」。藤房一時此のこと思ひ出でず、ただ云ふ、「周家の本紀是をしるさんのみ」。主上頭を揺らせ給ひ、「八駿各其の能異なること、拾異記に是を出だせり。周穆の八駿、第一を絶地と名づく、馳するに蹄地を踐まず。第二を翻羽と名づく、行くこと飛禽に越えたり。第三は奔宵と名づく、夜万里を行きて迷はず。第四を超影と名づく、日の足を逐うて行く。第五を踰輝と名づく、毛の色光明炳輝。第六を超光と名づく、形一ツにして十の影あり。第七を騰霧と名づく、雲にのりてよく走る。第八を挾翼と名づく、身に肉の翅あり。穆王此の八疋の馬にたがひにのりて、天地の間に行かざる所なしと書き伝ふ。今此の一馬、かの八駿の能を兼ねたりとも、朕いかんぞ是を遠遊の為に用ひて、朝政を誤らんや。(後略)」（三三、三三頁）

帝は、穆王八駿の典拠を誤る藤房に対し、それが「拾異記」（正しくは『拾遺記』^{〔註18〕}）に載るといふ。また八駿の名は「絶地、翻

羽、奔宵、超影、踰輝、超光、騰霧、挾翼」（各傍線部）であるともいふ。これらの名について、中村幸彦氏^{〔註19〕}は、『太平記』巻十三には、「驥・驢・驪・驘・駢・駟・駟」とある。』という。流布本巻第十三「龍馬進奏の事」を以下に掲げる。

相国申されけるは、「これ聖明の徳によらずんば、天あにこの嘉瑞を降し候はんや。虞舜の代には鳳凰来たり、孔子の時麒麟出づといへり。なかんづく天馬の聖代に来たる事、第一の嘉祥なり。その故は、昔周の穆王の時、驥、驢、驪、驘、駢、駟、駟、駟とて、八匹の天馬來たり。穆王、これに乗つて、四荒八極に至らずと云ふ所無かりけり。(後略)」（第二冊二五七頁）

流布本では、中村氏の指摘通りの馬名となっている。ここで諸本を確認してみると、西源院本第十三巻「天馬の事」（第二冊二八九頁）、玄玖本巻第十三「龍馬進奏之事付藤房卿通世之事」（二巻二九七頁）、梵舜本巻第十三「龍馬事」（三巻一九〇頁）、中京大本巻第十三「龍馬事」（二巻一四〇、一四一頁）も流布本同様である。京大本巻第十三「龍馬の事」は、「驥、こ、駟、駟、駟、駟、駟、駟」（上巻二三五頁）と記される。しかし、天正本巻第十三「法花二句の偈の事」では、「絶地、翻羽、奔宵、超影、踰輝、超光、騰霧、挾翼」（第二冊八六頁）と記され、「後醍醐の帝」の記述と合致するのである。神田本巻第十三「龍馬之事」は、「驥、驢、驪、驘、駢、駟、駟」と本文に記した上で、その傍注に「又云、絶天、翻羽、奔

宵、超影、踰輝、超光、騰霧、挾翼」(上巻三〇六頁)とある。神田本は、古態本の甲類に属するが、天正本系本文を取り入れて成立したという^{注20}。この馬名の傍注も、天正本系によると考えられるが、天正本で「絶地」と記されるところが、「絶天」となっている。

前節からここまで、天正本と『英草紙』とは表現が一致しない部分が多いことを述べてきた。しかし、穆王八駿の名に関しては他の諸本が『英草紙』と表現が重ならないにもかかわらず、天正本のみが『英草紙』と表現が一致する。ただし、天正本にはこの穆王八駿の名が『拾遺記』に見えることには触れられていない。庭鐘は、『拾遺記』を典拠として、絶地以下の穆王八駿の名を「後醍醐の帝」に引用したと言ふことももちろんできる。しかし、そうだとすると、なぜわざわざ乙類本文に載る穆王八駿の名を引用しなかったのだろうか。庭鐘による天正本系本文参照の可能性を念頭に置いて「後醍醐の帝」を読み進めたい。

四、「後醍醐の帝」と天正本『太平記』

「後醍醐の帝」の結末部を見てみよう。

藤房卿、第に退きて歎じて曰ふ、「治世の期、吁やんぬるか
な。今主上智は奢に用ひ、弁は非を覆ふに足る。下官不才の言
ひ動かすべきにあらざ」と。遂に自ら官を辞して、北山の下に
去つてかへらず。帝驚き思し召して、父の宣房の卿に詔して、

是を求め還さしむれども、竟に其の行く所を知らずなり給ひぬ。
(二三五頁)

藤房は、天馬到来を喜ぶ帝を諫めたものの、その諫めが受け入れられなかった。藤房は、官職を辞し、行方知れずとなってしまふ。藤房遁世の記事は『太平記』諸本に載るが、「後醍醐の帝」では、藤房が後醍醐帝の治世の終わりを予言して遁世したことに着目したい。流布本巻第十三「藤房卿遁世の事」を以下に掲げる。

その後藤房卿連続して、諫言を奉りけれども、君つひに御許容無かりしかば、大内裏造宮の事をも止められず、蘭藉桂筵の御遊なほしきりなりければ、藤房是を諫めかねて、「臣たる道われにおいていたせり。よしや今は身を退んには如かじ」と、思ひ定てぞおはしける。(中略)

その夜の夢想に、黄衣着たる神人、榊の枝に立文を付けて、宣房卿の前に差し置いたり。いかなる文やらんと怪しみて、急ぎこれを開いて見たまへば、上書に「万里小路一位殿へ」と書いて、中には「即証無上大菩提」と、金字にぞ書いたりける。夢覚めて後、静かにこれを案ずるに、われ朝廷に仕へて、位一品に至らんずる条疑ひ無し。中に見えつる金字の文は、われすなはちこの作善を以つて、後生善所の望みを達すべきものなりと、二世の悉地共に成就したる心地して、たのもしく思ひたまひけるが、果たして元弘の末に、父祖代々絶えて久しき従一位

に成りたまひけり。中に見えし金字の文は、子息藤房卿出家得道したまふべき、その善縁ありと示されける、明神の御告げなるべし。誠に百年の栄耀は風前の塵、一念の発心は命後の燈なり。一子出家すれば、七世の父母皆仏道を成すと、如来の所説明らかかなれば、この人一人の発心に依つて、七世の父母もろともに、成仏得道せん事、歎きの中の悦びなるべければ、これを誠に第一の利生預かりたる人よと、智ある人は聞きて感歎せり。

(第二冊二六五―二七二頁)

遁世した藤房を探す父宣房の夢中に、藤房の出家によって宣房ら先祖が成仏できるといふ「明神の御告げ」が下される。この話を聞いた「智ある人」は感嘆したと、流布本は藤房遁世の事件を統括している。

この藤房遁世の記事は、天正本にも載るが、末尾に一文の増補がある。天正本巻第十三「藤房発心の事」を見てみよう。

一子出家の功德は七世の父母成仏すと、如来の金言明らかかなれば、この人の発心によつて、家門一類ごとく成仏得道せん事は、喜びの中の悦びなるべし。これ真の御利生を蒙りたる人よと、聞く物も皆感嘆せり。藤房卿遁世の後、朝廷いよいよ危ふきに近しとする事多ければ、天下また静かならず。如何と智臣はかねてぞ嘆きける。(第二冊一〇一、一〇二頁)

傍線部が増補された部分である。天正本では、藤房の遁世が朝廷

の没落と結びつけられているのである。これに続く章段である天正本巻第十三「西園寺温室の事」の冒頭を見てみよう。

かかりし程に、幾程なく、不思議の事出で来にけり。故相模入道崇鑑の弟、四郎左近大夫入道恵性は、元弘鎌倉合戦の時、新田義貞に一家皆亡ぼされしかども、この人独り遁れて、自害したる真似をして、ひそかに鎌倉を落ちて、しばらくは奥州に隠れ居しが、人に見知られじとて還俗して、京師に上り、西園寺殿を頼み奉り、田舎侍の初めて召し仕はるる体にてぞ候ひける。(中略)(西園寺殿は)我が身も公家の執政として、四海を掌に握らばやと思はれければ、この四郎左近大夫入道を刑部少輔時興と名を改めて、明暮はただ謀反の計略をぞ廻らせける。

(第一冊一〇二、一〇三頁)

四郎左近大夫入道恵性と西園寺殿が、後醍醐朝廷への謀叛を企てる記事である。この記事は、各諸本に存する。しかし、傍線部は、天正本特有の本文である。この「かかりし程に」は、前章段の藤房遁世を指している。つまり、天正本の語りは、西園寺殿による謀叛の計画は、藤房が後醍醐帝の臣下でいたならば起こりえなかったであろう「不思議の事」としている。天正本は、藤房の遁世と後醍醐朝の衰微とを強く結びつけているのである。

「後醍醐の帝」は、『太平記』の論理を吸収して描かれていた。(註21)それは庭鐘が『太平記』に精通してこそその妙技であった。庭鐘

は、藤房の遁世と後醍醐朝廷の衰退とを深く結びつける天正本の記述を吸収して、「後醍醐の帝」を執筆したのである。

五、『繁野話』と天正本『太平記』

庭鐘が天正本系『太平記』を参照していた傍証として、『繁野話』における『太平記』の利用方法を見てみよう。『繁野話』第四篇「中津川入道山伏塚を築しむる話」（以下「中津川入道」）は、『太平記』諸本に登場する人物赤松則祐を登場させている。「中津川入道」の梗概は、世の体制が足利氏によるものになろうかというとき、南朝の旧臣矢田十郎義登が南朝の復権を図り、赤松則祐に決起を促すものの、太平の世を望む則祐に斬り殺されるというものである。

矢田十郎義登について、徳田武氏^{〔註〕}は、「大塔宮護良親王の熊野落ちの時の従者、矢田彦七（『太平記』五）から取った姓か」と指摘する。では、実際に流布本巻第五「大塔宮熊野落ちの事」を見てもみよう。

かくては、南都辺の御隠れ家、暫くも叶ひがたければ、すなはち般若寺を御出であつて、熊野の方へぞ落ちさせたまひける。御供の衆には、光林房玄尊・赤松律師則祐・小寺相模・岡本三河房・武蔵房・村上彦四郎・片岡八郎・矢田彦七・平賀三郎、かれこれ以上九人なり。（第一冊二二二、二二三頁）

大塔宮の熊野落ちの際に、そのお供として「赤松律師則祐」と並

び、「矢田彦七」の名が見える（各傍線部）。

では、天正本はどうなっているだろうか。天正本巻第五「大塔宮南都御隠居後十津川御栖ひの事」を以下に掲げる。

かくては南都の御隠居も叶ふまじかりけりとして、般若寺を忍んで御出あつて熊野の方へぞ趣かせ給ひける。御伴には、赤松帥律師則祐・光林坊律師玄尊・木寺相模・村上左馬助義光・子息藏人義隆、甲斐源氏に矢田三郎義重・河野彦五郎・舎弟孫三郎・平賀三郎・片岡八郎・武田彦七を始めとして、已上十一人、（以下略）（第一冊二六二頁）

「赤松帥律師則祐」の名に並んで、「矢田三郎義重」の名が見え、また、彦七の名は武田姓になっている（各傍線部）。「義」の名が付き、「中津川入道」の矢田十郎義登の名に似通っている。今回調査した『太平記』諸本の中で、矢田氏の名を「矢田三郎義重」とするのは天正本のみである。

「中津川入道」で、義登は則祐を「無二の旧遊」と言い、則祐も「旧識」の仲であることを認めている。天正本で、全巻を通して則祐と矢田氏がともに登場する場面は、引用部のみであり、庭鐘は、義登の名を作るにあたって、右の場面を典拠としたといつてよい。

三節から本節までの考察をふまえれば、庭鐘が天正本系の『太平記』を参照していたと考えて良いだろう。

六、「豊原兼秋」と天正本『太平記』

ここで、「豊原兼秋」における兼秋の後醍醐帝に対する態度の変化という問題について、今一度確認しておきたい。元弘三年時には、兼秋と帝の関係は良好であった。それにもかかわらず、翌建武元年の秋には、兼秋は、今の世を治めるべき為政者ではないと帝を非難していた。この一年間で兼秋の帝への態度は大きく変わっている。実は、その変化の理由は、天正本に求められる。天正本巻第十三「八宮征夷將軍の事」を見てみよう。

建武元年甲戌、誠に改元の験にや、凶器ごとごとく退散して、寶中は無為にぞなりにける。されども、前代の余殃なほ東関にあつて、北關の煩ひとなるべしとて、当今第八宮を征夷將軍になし奉つて、鎌倉に据ゑ進らせらる。左馬頭直義その執權に御座しける。さらば、今大塔宮をも直義請け取り進らせて、囹圄の中に尊体を苦しめ奉る。痛はしき御事なり。この宮かくならせ給ふ御事、ひとへに朝廷の衰微なるべし。如何かかやうには御計らひあるらんと、智臣は眉を蹙めける。されども、主上はさらに思し食し寄らざりけるにや、勅慮ごとごとく日比に似ず、政を聞き、御遊日を易へ、宴を尽くさずといふ事なし。あまつさへ、北關の西、二条高倉にはかに離宮を建てられ、馬場殿と号し、天帝常に御幸なつて、歌舞・蹴鞠のその間には、弓馬

の達者どもを集めらる。競馬を番はせ、箏懸を射させて、御遊の興を促させける。(第二冊八三頁)

ここまでの文脈は、大塔宮護良親王の足利高氏追討の企画を聞きつけた高氏が、准后阿野廉子に大塔宮に謀反の疑いがあることを告げる。それによって後醍醐帝の命によって大塔宮が捕縛されるというものである。「建武元年甲戌、宴を尽くさずといふ事なし」は、天正本特有の本文である。

建武元年五月三日、大塔宮の身柄は直義に渡される(天正本巻第十二「兵部卿宮御消息の事」)。天正本の語りは、大塔宮が牢獄にいられたことを、「痛はしき御事なり」とする。そして、ここに「朝廷の衰微」を見いだし、後醍醐帝がこのような差配をすることに「智臣は眉を蹙め」という。復権後の帝の墮落はすさまじく、政治を行わず、遊興に耽るばかりであった。その帝に対し、語りは、「勅慮ごとごとく日比に似ず」と、かつての賢帝の姿はなく、変わり果ててしまったという。つまり、天正本は、他の諸本と違い、元弘三年秋から建武元年秋までの一年間での帝の変化を明記している。この天正本系特有の表現を、庭鐘は「豊原兼秋」で利用したのである。「豊原兼秋」では、帝は「仮初の御遊に琵琶箏など弾じさせ給ふにも、燕なる曲のみ造らんと望」む人物であったと、兼秋によって評される。「燕」の左訓には「はで」と記されており、この兼秋の評は、天正本をふまえれば、妥当なものである。音楽と政治との結

びつきを重視する兼秋にとって、「燕なる曲」を好む帝は為政者の器を有するものではない^(注23)。兼秋は楽人として帝の変化を察知し、そのもとを去ったのである。

七、終わりに

本論では、『英草紙』と『太平記』諸本とを比較することで、以下の三点を指摘した。

一、「後醍醐の帝」、「豊原兼秋」の中で『太平記』を典拠とする場合、流布本系本文による場合が多いこと。

二、一方で天正本系『太平記』による箇所もあること。

三、「豊原兼秋」における兼秋の帝批判の根拠は、天正本系『太平記』に求められること。

ここで、流布本系『太平記』と天正本系『太平記』を庭鐘が見ていたことについて触れておきたい。長坂成行氏^(注24)は、『太平記』の諸本は、天正本の類と非天正本の類の二類に大別することも可能であろう」と述べる。それほどまでに、天正本系は特異な本文を有している。そのことは庭鐘の『英草紙』執筆時にも、『参考太平記』をもってすれば十分知り得た。『参考太平記』は、元禄二(一六八九)年成立、同四(一六九一)年刊、水戸光圀の命により、四十巻からなる『太平記』諸本の異同を調査し、まとめたものである。その調査対象に天正本も入っている。ただし、『参考太平記』の天正本の

引用に当たっては、誤脱も少なくない^(注25)。例えば、第三節で取り上げた穆王八駿の馬名は、天正本では「絶地、翻羽、奔宵、超影、踰輝、超光、騰霧、挟翼」と記されるが、『参考太平記』では「天正本云、穆王八匹之馬名、絶地、翻羽、奔宵、越影、踰輝、超光、騰霧、挟翼云云」と誤って引用されている(傍線部)。また、第六節にて引用した帝の変化を明記した天正本巻第十三の一節も、「されども、主上はさらに思し食し寄らざりけるにや、叡慮ことごとく日比に似ず、」以降は『参考太平記』には引用されていない^(注26)。庭鐘が『参考太平記』のみによって『英草紙』の執筆をしたとはいえない。ただ、天正本そのものは、水戸徳川家が所蔵していたので、庭鐘がそれを直接目にすることはなかったろう。庭鐘は、何らかの方法で、天正本系『太平記』を目にする、もしくは、所有する機会があったと考える。そして、天正本系を精確に読み、それを材として「豊原兼秋」を執筆したのであった。

庭鐘は、流布本系に加え、天正本系をも熟読していた。その読み方の細部にまでわたる様は、もはや「研究」と評してもよいだろう。それほどまでに庭鐘を強く惹きつける『太平記』とは何なのだろうか。

近世初期において、『太平記』に本文の裏話や論評を加えた『太平記評判秘伝理尽鈔』が、政治を学ぶ目的で享受されたことは、加美宏氏^(注27)や若尾政希氏^(注28)の諸論考に詳しい。また、加美氏は、貞享・元禄以降になると『太平記評判秘伝理尽鈔』ではなく、『太

平記』そのものも政治性をもって享受されるようになり、その代表が南朝正統論を裏付けるために編纂された『参考太平記』だとい^{注29}う。その『参考太平記』は、加美氏曰く「諸文献を厳密に批判・考証し、根拠のある史実のみを、出典を明記して記載するという、学問的な記述態度をもって書かれており、その点では、さぶる実証的な史書といえる」ものであった。

以上のことをふまえれば、『太平記』は、庭鐘が「豊原兼秋」に政治性を付加するの^{注30}に格好の素材であったといえよう。ただし、その政治性を込めた文が、『参考太平記』のみではわからない天正本系の本文にあることに注意したい。「豊原兼秋」が作品である以上、読者を想定しているはずであるから、庭鐘が想定した読者は、庭鐘が典拠とした『参考太平記』に記されない天正本系本文を知っていなければならない。つまり、庭鐘の「研究」を共有できる人々がいいたのである。『英草紙』の成立の背景や近世中期における『太平記』享受の様相はいまだ不明であるが、庭鐘周辺には、『参考太平記』の成果を推し進めたサークルのあったことが予想される。そのサークルに属する人々が、『英草紙』の第一読者であった。

『英草紙』という作品にとって、『太平記』は重要な典拠である。『英草紙』と『太平記』との関係を明らかにすることは、ひいては、『英草紙』の主題や創作方法を明らかにすることへとつながるだろう。この点について引き続き考察していくことを今後の課題としたい。

【注】

- (1) 麻生磯次「讀本の發生と支那文學の影響」(『江戸文學と中國文學』、三省堂、昭和三十年二月)
- (2) 石破洋「都賀庭鐘の翻案態度―『英草紙』第三篇における琴を中心に」(『東方学』第五十五輯、東方學會、昭和五十三年一月)
- (3) 稲田篤信「演義の主題―都賀庭鐘『英草紙』考―」(『名分と命祿 上田秋成と同時代の人々』、ベリかん社、平成十八年、初出「都賀庭鐘・演義の主題―『英草紙』考―」、『読本研究新集』第三集、翰林書房、平成十三年十月)、丸井貴史「方法としての二人称―読本における「你」の用法をめぐって―」(『白話小説の時代―日本近世中期文學の研究―』、汲古書院、平成三十一年、初出『読本研究新集』第七集、読本研究の会、平成二十七年六月)など。
- (4) 拙稿『英草紙』第三篇における「音」の本義」(『山口国文』第四十一号、山口大学人文学部国語国文学会、平成三十年三月)
- (5) 以下、『英草紙』の本文の引用は、中村幸彦ほか『新編日本古典文学全集 英草紙・西山物語・雨月物語・春雨物語』(小学館、平成七年)による。引用末尾に引用元の頁数を記した。
- (6) 拙稿『英草紙』第一編における「諫」をめぐって―『太平記』を軸として―」(『山口国文』第四十号、山口大学人文学部国語国文学会、平成二十九年三月)。
- (7) ここでの『太平記』本文の引用は、山下宏明校注『新編日本古典集成 太平記』第一・二冊(新潮社、昭和五十二〜五十五年)による。
- (8) 鈴木登美恵「玄玖本太平記解題」(『玄玖本太平記』五、勉誠社、昭和五十年)
- (9) 神田本『太平記』本文の引用は、『神田本太平記上巻』(汲古書院、昭和四十七年)による。本書は影印。本文は漢字カタカナ交じり文である。

読みやすさの便宜をはかり、漢字ひらがな交じり文に改め、適宜句読点を私に施した。以下、影印の書には同様の処理を施した。また、引用末尾に引用元の巻数もしくは冊数・頁数を記した。以下、『太平記』諸本については、同じ処理を施した。

(10) 西源院本『太平記』本文の引用は、兵藤裕己校注『太平記』第一・二冊(岩波書店、平成二十六年)による。

(11) 玄玖本『太平記』本文の引用は、『玄玖本太平記』第一〜五巻(勉誠社、昭和四十八〜五十年)による。本書は影印。

(12) 慶長八年古活字本『太平記』本文の引用は、注(7)所掲書に同じ。

(13) 梵舜本『太平記』本文の引用は、『太平記』梵舜本』第一〜六巻(古典文庫、昭和四十、四十一年)による。本書は影印。

(14) 天正本『太平記』本文の引用は、長谷川端校注『新編日本古典文学全集』太平記』第一・二冊(小学館、平成六〜平成八年)による。

(15) 京大本『太平記』本文の引用は、小秋元段ほか編『校訂京大本太平記』上・下巻(勉誠社出版、平成二十三年)による。

(16) 中京大学図書館蔵本『太平記』本文の引用は、長谷川端編『新典社善本叢書』中京大学図書館蔵太平記』第一・二巻(新典社、平成二年)による。本書は影印。

(17) 「豊原兼秋」で兼秋が兵庫に着いた場面において、後醍醐帝が書写山から兵庫へと移り、兵庫にて鎌倉幕府滅亡の報を聞いたという動向が記される。この記述も『太平記』を典拠とするものであるが、この一連の流れは諸本で変わらないため、ここでは問題としない。

(18) 注(5)所掲書三二頁の頭注。

(19) 注(5)所掲書三一頁の頭注。

(20) 山下宏明「解説 太平記を読むにあたって」(『新潮日本古典集成 太平記』第一巻、新潮社、昭和五十二年)

(21) 注(6)に同じ。

(22) 徳田武『繁野話』頭注(『新日本古典文学大系 繁野話』曲亭伝奇花奴児・催馬楽奇談・鳥辺山調絳、岩波書店、平成四年)

(23) 兼秋が音楽と政治を強く結びつけていたことは、注(4)所掲拙稿に詳しく述べた。

(24) 長坂成行「天正本太平記の性格」(『奈良大学紀要』第七号、奈良大学、昭和五十三年十二月)

(25) 以下、『参考太平記』の引用は、愛知教育大学附属図書館蔵本(『新日本古典籍総合データベースにて閲覧』)による。

(26) なお、この部分は、『参考太平記』では巻第十二の末尾に「天正本に云」として記される。

(27) 加美宏『太平記の受容と変容』(翰林書房、平成九年)

(28) 若尾政希『太平記読み』の時代』(平凡社、平成十一年)

(29) 加美宏「政治・軍学の書としての『太平記』」(注(27)所掲書所収、初出『国文学 解釈と鑑賞』第五十六号第八号、至文堂、平成三年八月)

— かわた・まさき、広島大学大学院人間社会科学科博士課程後期在学 —